ウ　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルのうち、一、八九八・四五MHz又は一、九〇〇・二五MHzの電波による受信電力が（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合。

(2)　占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzの無線設備については、アからウの場合に判定を行う。なお、空中線電力の低下分を空中線の利得で補うもの以外の場合にあっては、最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を受信電力に加えることができる。

ア　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキャリアセンスを代行するものに限る。）にあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である場合。

(2)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の無線設備（一、八九五・七五MHz又は一、九〇二・九五MHzの周波数の電波を発射しようとする場合に限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外の無線設備にあっては、電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が連続する四フレーム以上にわたり（一）六二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。